

平成25年7月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ネ)第2940号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所  
平成24年(ワ)第12305号)

口頭弁論終結日 平成25年6月25日

判 決

東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟

控 訴 人 C F J 合 同 会 社  
同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社  
同職務執行者 浅 野 俊 昭  
同代理人支配人 山 本 圭 一

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 松 井 創

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、いずれも貸金業者であるタイヘイ株式会社 (以下「タイヘイ」という。)、同社から被控訴人に対する貸金債権の譲渡を受けたアイク株式会社 (以下「アイク」という。) 及びアイクを吸収合併した控訴人との間でそれぞれ継続的な金銭の借入れ及びその弁済をする取引を行った被控訴人が、控訴人に対

し、弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると、過払金が発生していると主張して、不当利得返還請求権に基づき、過払元金44万9176円と平成22年8月25日までの民法704条前段所定の利息1万6173円の合計46万5349円及び上記過払元金に対する同月26日から支払済みまで民法704条前段所定の利息の支払を求める事案である。

原判決が被控訴人の請求を認容したので、これを不服として控訴人が控訴をした。

- 2 基本的事実は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1（2頁10行目から4頁13行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 3頁6行目の末尾に「平成14年2月27日に1万8000円が弁済された時点で、約定に従った計算によると貸金残金が49万2817円であり、利息制限法の制限に従った計算によると貸金残金が33万5969円であった（過払いは生じていなかった。）」を加える。
- (2) 3頁24行目の「という。」を「という。）」に改める

### 3 被控訴人の主張

- (1) 被控訴人は、本件債権譲渡につき異議をとどめない承諾をしたにしても、譲受人であるアイクに対し、本件取引1の貸金残金が49万2817円ではなく33万5969円（利息制限法の制限に従った計算による残金）であることを主張することができる（民法468条1項による抗弁喪失の効果は認められない。）。なぜなら、アイクは、本件債権譲渡を受ける際、本件取引1が貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）43条1項の要件を満たしていないことを知っていた（いわゆる悪意の譲受

人である。)からである。

(2) 原判決別紙計算書によっても明らかとおり、被控訴人は、平成14年3月14日、アイクから52万9000円を借り入れ（これが本件基本契約2に基づく本件取引2の最初の借入れである。）、これをもってアイクに対し本件取引1の約定残金全額の49万2817円を弁済した。しかも、本件基本契約1と本件基本契約2とでは、約定利息の利率が同じであるなど、契約内容に変更がなかった。

したがって、本件取引1と本件取引2とは事実上1個の連続した取引であると評価することができるから、本件取引1により発生した過払金を本件取引2による新たな債務に充当する旨の合意が存在したものと解すべきである。

(3) 本件取引2と本件取引3とは事実上1個の連続した取引であると評価することができる。

(4) 貸金業者であるアイク及びこれを吸収合併した控訴人は、本件取引2及び本件取引3において、利息制限法所定の制限を超える利息を受領していたのであり、特段の事情は認められないから、民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される。

(5) 以上を前提にして、本件各取引につき利息制限法の制限に従って計算すると、原判決別紙計算書のとおり、最終取引日である平成22年8月25日時点で、過払元金が44万9176円、民法704条前段の利息が1万6173円となる。

#### 4 控訴人の主張

(1) 被控訴人の主張(1)について

アイクが悪意の譲受人であることは否認する。

すなわち、アイクは、タイヘイとは無関係の第三者であり、同社における業務がどのように行われているかを知る由もないため、仮に同社が貸金業法

43条1項の要件を満たさないような取引を行っていたとしても、そのような事実を認識することは不可能であった。また、本件資産譲渡契約は、譲渡の対象となった貸付金の債権額でいえば340億円を超え、口座の件数でいえば10万件を超える大規模なものであったから、アイクが一つ一つの債権ごとに記録を精査するのは物理的にも不可能であった。

したがって、被控訴人は、アイク及びこれを吸収合併した控訴人に対し、本件取引1の残金が弁済により49万2817円よりも少なくなっていたことを主張することができない（民法468条1項）。

(2) 被控訴人の主張(2)について

アイクは、本件取引1に係る貸金債権を譲り受けたにすぎない（貸主の地位や本件基本契約1に含まれる過払金充当合意は承継していない。）。基本契約に基づき借入れと弁済が繰り返される「取引」の一部ではない単なる貸金債権について過払金充当合意を想定することはできないから、本件取引1に係る貸金債権について生じた過払金を本件取引2に係る借入金債務に充当することはできない。

したがって、本件取引1に係る過払金返還債務は、平成24年3月14日の経過をもって時効により消滅した。

(3) 被控訴人の主張(3)については争わない。

(4) 被控訴人の主張(4)については争う。

5 争点

(1) 異議をとどめない承諾による抗弁喪失の効果（民法468条1項）が認められるか

(2) 本件弁済により発生した本件取引1に係る過払金を本件取引2に係る借入金債務に充当することができるか

(3) 本件取引2及び本件取引3につきアイク及び控訴人が悪意の受益者といえるか

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)について

(1) 前記基本的事実のとおり、被控訴人は、平成14年3月14日、アイクに対し、本件債権譲渡について異議をとどめない承諾をした。

しかし、被控訴人が、上記のような承諾をしたからといって、アイク及びこれを吸収合併した控訴人に対し、本件取引1の残金が49万2817円ではなく33万5969円であることを主張することができないとはいえない。なぜなら、上記のように異議をとどめない承諾をしたといっても、それは、通常の当事者の合理的な意思からすると、飽くまでも約定に従って計算した残金が49万2817円であることについて承諾をしたものであると解するのが相当であるし、譲受人であるアイクも、前記のとおり貸金業者であって、本件取引1において利息制限法所定の制限を超える利息の弁済がされてきたことを知っていたと認められる（弁論の全趣旨）から、このような譲受人との関係において、強行法規たる利息制限法所定の制限に従って計算すると残金が33万5969円になるという抗弁を喪失させるのは相当でないからである。

また、下記(2)のような理由からしても、抗弁喪失の効果は認められない。

(2) 民法468条1項本文が指名債権の譲渡につき債務者の異議をとどめない承諾に抗弁喪失の効果を認めているのは、債権譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するため法律が付与した法律上の効果と解するのが相当である（最高裁昭和42年10月27日第二小法廷判決・民集21巻8号2161頁参照）から、債権譲受人が、抗弁事実を知っていたか、これを知らないことにつき過失がある場合には、このような保護を与える必要がないといふべきである。

また、貸金業者は、貸金業法43条1項の要件を具備したときに限って、制限超過部分を有効な利息の弁済として收受することができるのであり、貸

金業者である以上この点を十分認識しているものと解されるから、貸金業者 A が、他の貸金業者 B から、利息制限法 1 条 1 項所定の制限を超える利息を受領するなどした継続的な金銭消費貸借取引に係る債権を譲り受けたが、上記利息の受領につき貸金業法 4 3 条 1 項の適用が認められない場合には、貸金業者 A は、上記利息の受領につき同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、当該債権を譲り受けるに当たって十分な調査を遂げたにもかかわらず同項の適用がないことを認識し得なかったなど、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、上記利息の受領につき同項の適用があると認識したことに過失があるというべきである。

これを本件について見ると、前記基本的事実、証拠(乙ロ 8)及び弁論の全趣旨によれば、貸金業者であるタイヘイは、本件取引 1 において、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率で各貸付けを行い、制限超過部分を含む各弁済の弁済金を受領したこと、貸金業者であるアイクは、このような事実を認識した上で、タイヘイから本件取引 1 に係る被控訴人に対する貸金債権を譲り受けたことが認められ、一方、本件取引 1 につき貸金業法 4 3 条 1 項の適用があるとは認められない(何ら立証がない。)ところ、控訴人も、アイクが、上記貸金債権を譲り受けるに際し、タイヘイから同項の適用があるとの説明を受けたのみで、何らの調査もしていないことを自認しているのであるから、アイクがタイヘイによる制限超過部分の受領につき同項の適用があると認識していたとしても、これには過失があるというべきである。控訴人は、本件資産譲渡契約は大規模なものであったから、一つ一つの債権ごとに記録を精査するのは物理的にも不可能であったと主張するが、控訴人が主張するような事実が認められたからといって上記判断を左右するものとは解されない。

したがって、アイクが本件取引 1 につき貸金業法 4 3 条 1 項の適用がある

と認識したことには過失があるから、控訴人は、被控訴人のした異議をとどめない承諾による抗弁の喪失を主張し得ないというべきである。

## 2 争点(2)について

前記基本的事実に弁論の全趣旨を併せると、本件取引1については、平成14年2月27日（タイヘイとの間での最終取引の日）に1万8000円の弁済があった時点で、約定に従った計算による貸金残金が49万2817円（利息制限法所定の制限に従った計算による貸金残金は33万5969円）であったところ、その貸金債権が同月28日にタイヘイからアイクに譲渡されたこと、その後の同年3月14日、被控訴人は、アイクとの間で、本件基本契約2を締結し、これに基づいて52万9000円を借り入れ、そのうち49万2817円を本件取引1に係る借入金債務全額の弁済として支払って（本件弁済）、本件取引1を完全に終了させたこと、しかして、同日時点における本件取引1に係る借入金債務（利息制限法所定の制限に従った計算によるもの）は、元本33万5969円と利息2485円の合計33万8454円であったため、本件弁済により15万4363円の過払いが生じたことが認められる。

上記事実によれば、被控訴人は、同年3月14日、アイクに対し、本件取引1に係る借入金債務（33万5969円と2485円）と本件取引2に係る借入金債務（52万9000円）を負った状態の下で、本件取引1に係る借入金債務全額の弁済として、すなわち、同債務に充当することを指定して、本件弁済（49万2817円）をしたが、客観的には、すなわち、利息制限法所定の制限に従った計算によると、同債務の額を15万4363円上回る弁済をしたということになる。

これを形式的に捉えると、同日時点で、終了した本件取引1についてはアイクに15万4363円の過払金返還債務が生じ、他方、爾後の継続が予定されている本件取引2については被控訴人に52万9000円の借入金返還債務が生じて、それぞれ別個の法律関係として処理されるということになりそうであ

る。

しかしながら、このような場合、借主としては、借入れ総額の減少を望み、複数の権利義務の関係が発生するような事態が生じることは望まないのが通常と考えられるから、当事者間に充當に関する別異の特約が存在するなど特段の事情のない限り、全額弁済をして終了する取引について過払金が生じるのであれば、これを継続する取引に係る債務の弁済に充當する旨の指定ないし合意があるものと推認するのが相当である。特に、本件においては、本件基本契約1と本件基本契約2とでは、約定利息の利率が同じであるなど、契約内容に特に変更はなかったことが認められる（乙口8, 12, 弁論の全趣旨）ところでもあるから、平成14年3月14日における本件基本契約2を締結しての52万9000円の借入れとその一部（49万2817円）をもって行った本件取引1の債務の完済は、いわば借増しの実質を有するというべきであり、そうであれば、なおさら、上記のような弁済充當の指定ないし合意があったものと推認するのが相当である。

本件において上記のような特段の事情があると認めるに足りる証拠はないから、本件弁済によって生じた本件取引1に係る過払金は、本件取引2に係る借入金債務に充當されると解するのが相当である。

この点について、控訴人は、アイクは過払金充當合意を承継していないとか、アイクと被控訴人との間の過払金充當合意を想定できないなどと主張するが、以上に述べたことは、弁済充當の指定ないし合意についての意思解釈の問題であり、一つの借入金債務について過払金が発生した時点で他の借入金債務が存在しない場合に、その後に発生した別の借入金債務に既に発生している過払金を充當することができるか、という過払金充當合意の有無の問題ではないから、控訴人の主張は理由がない。

### 3 争点(3)について

貸金業者が利息制限法1条1項所定の制限を超える利息を受領したが、その



受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、前記基本的事実によれば、貸金業者であるアイク及び控訴人は、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率で被控訴人に対し各貸付けを行い、制限超過部分を含む各弁済の弁済金を受領したものと認められるところ、本件取引2及び本件取引3につき、貸金業法43条1項の適用があることや上記特段の事情があることについて具体的な立証はないから、アイク及び控訴人は本件の過払金の取得について悪意の受益者であると推定される。

4 以上を前提にして、本件各取引につき利息制限法の制限に従った計算をすると、原判決別紙計算書のとおり、最終取引日である平成22年8月25日時点で、過払元金44万9176円及び民法704条前段所定の利息1万6173円が生じていることになる。

したがって、控訴人は、被控訴人に対し、不当利得返還債務として、46万5349円及び内44万9176円に対する平成22年8月26日から支払済みまで年5分の割合による民法704条前段所定の利息を支払うべき義務がある。

5 以上によれば、被控訴人の請求は理由があるから、これを認容すべきである。

よって、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 貝 阿 彌 誠

裁判官 定 塚 誠

裁判官土田昭彦は、転補のため署名押印をすることができない。

裁判長裁判官 貝 阿 彌 誠

これは正本である。

平成25年7月23日

東京高等裁判所第19民事部

裁判所書記官 安藤 秀男

